

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>不服申立て</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、<u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u>（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第8条第1項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）第10条の規定による受理がされたときは、当該事案の取扱いは打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する<u>審査請求</u>に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(事案の取扱い)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 事案に係る問題について、<u>不利益処分についての審査請求に関する規則</u>（昭和54年岩手県人事委員会規則第10号）第8条第1項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和57年岩手県人事委員会規則第2号）第10条の規定による受理がされたときは、当該事案の取扱いは打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条第1項に規定する処分についての異議申立てであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされるものに係る苦情相談については、この規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条第2項及び第4条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。